

1 卸電力取引所の令和8年度事業計画及び収支予算の認可について
2

3 令和8年3月23日

4 電力・ガス取引監視等委員会事務局

5 取引制度企画室
6

7 (趣旨)

8 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）から、経済産業大臣に対して、
9 令和8年度事業計画及び収支予算の認可申請があり、これについて令和8年3月19日付け
10 で、電気事業法第六十六条の十一第一項第五号に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引
11 監視等委員会（以下「当委員会」という。）委員長に対して意見の聴取（資料4-1-1）
12 があった。本件は、その回答案について、御審議いただくもの。

13
14 主なポイント15
16 ○卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請に係る審査について
17

18 経済産業大臣は、JEPX を電気事業法上の卸電力取引所として指定しており、同法人は平
19 成28年4月1日から卸電力取引所として活動を開始している。

20 同法の規定に基づき、卸電力取引所は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画及
21 び収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、認可に際して、経済
22 産業大臣は、同法の規定に基づき、当委員会に意見聴取を行うこととされている。

23 今般、令和8年2月20日付けで、JEPX から経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認
24 可申請が行われ、これについて令和8年3月19日付けで、経済産業大臣から当委員会に対し
25 て意見聴取（資料4-1-1）が行われた。

26 卸電力取引所の事業計画及び収支予算については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の
27 処分に係る審査基準等」第1(70)に照らして適正であることを確認することとなっている中、
28 審査の結果、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存が無い旨を
29 経済産業大臣に回答することとしたい。

1. 令和8年度事業計画書の概要と審査結果

(1) 事業計画書の概要

令和8年度事業計画書（資料4—1—3）では、以下の事業計画が策定されている。

【令和8年度事業計画（抜粋・概要）】

1) 冒頭

- i. 2026年度には、再構築しているシステム基盤の稼働とその安定運用を確実なものとし、さらに、新システムへの切り替えに際しシステム利用者へ適切なサポートを提供していく。また、組織体制の強化については、意思決定者である理事会と業務執行者である事務局の間での十分な情報共有とコミュニケーションのもとで、課題認識を共有しながら具体的な取り組みを進めていく。
- ii. なお、これらの取り組みの遂行にあたっては、検討状況等を含め、ステークホルダー及び関係機関と十分な情報共有を行い、関係者の理解を得ながら進めていく。

2) 基幹インフラとしての事業基盤の整備

i. 組織運営体制・ガバナンスの強化

(ア) 2025年度の具体的な成果としては、監視業務の独立性確保のために組織構成を見直し、関連規程の整備を行ったこと、開催頻度が低下していた運営委員会の再活性化を図ったことなどがあげられるが、残された課題は多い。

(イ) 2026年度においては、理事会と事務局の間での情報と課題認識の共有についてさらなる改善を図りながら、取引所業務全体にわたって、中長期視点から取り組むべき課題を検討し、取り組みが可能な施策から順次具体化していく。また、関係者との十分な情報共有とコミュニケーションも必要であるので、検討過程において、現状における課題、見直しの目的、代替案の効果分析等について関係者と共有することで、合意形成を促し、ひいては組織全体のガバナンスの向上につなげていく。

(ウ) さらに、取引所業務の高度化・専門化への対応、サイバーセキュリティに関する対応等が必要であることに加え、後継者育成や病気、事故等のリスク対応のためのリダンダンシー確保が求められているところから、人材育成・確保のための取り組みに改めて力を入れる。

ii. システムの整備と安定運用

(ア) 2022年度より内製化によるシステム基盤の再構築に取り組んできた。この取り組みの結果、2025年度には取引システムおよび時間前システムの全APIの公開ならびに会員システム向けの検証環境の提供を行った。

(イ) 2026年度には、4月1日受渡分より新規システムによるスポット（翌日）取引が開始となり、半年後の10月1日受渡分から時間前取引も新規システムによって取引される予定である。なお、スポット市場は当面の間は現

68 行システムも並行稼働するため、五月雨的に続く取引会員の新旧システム
69 切替を適切にサポートし、会員の安定的取引を支援する。

70 (ウ) 取引所の社会インフラとしての重要性に鑑みて、昨今のサイバーリスク
71 の急激な高まりに対応するためにサイバーセキュリティ対策を強化する。

72 3) 市場運営の信頼性確保と新しい課題への対応

73 i. ルールの理解促進に向けての検討

74 (ア) 本取引所内においても、さまざまな市場（スポット市場、時間前市場、
75 先渡市場、間接送電権市場、ベースロード市場、非化石価値取引市場）が
76 運用されており、電力の取引を行うものは、これらの市場やルールを理解
77 し取引する必要があるが、ともすれば理解が足りていない状況で取引され
78 る場合もある。このため、昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への
79 注意喚起なども含め、ルール解説資料や説明会の実施など、基本的な啓発
80 活動について、外部の機関の助力を得ながら関係者の理解促進に努めてい
81 く。

82 ii. 電力取引市場の改良のための検討

83 (ア) 2025 年度に引き続き、以下の事項について検討する。

- 84 ① 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギー
85 の取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会
86 員の費用負担のあり方について、早期の導入を目指した検討を実施す
87 る。
- 88 ② 先渡取引については、その代替手段として 2024 年度から開始した JJ-
89 Link の普及促進に努め、廃止の方向に向けた検討を引き続き行ってい
90 く。
- 91 ③ 間接送電権取引については、2024 年度より国と共催した検討会の検討
92 内容を受け、本取引所として必要な対応をとる。
- 93 ④ ベースロード市場については、制度の今後の方向性の検討に資するよ
94 う、取引状況の分析や開示を行いつつ、資源エネルギー庁と連携して
95 今後の方向性について協議を行う。
- 96 ⑤ 2025 年度に実施した海外の電力取引市場等の調査結果を踏まえ、スポ
97 ット市場におけるより使いやすいルールや商品の導入について広く関
98 係者の意見を聞きながら検討する。また、時間前オークション市場の
99 導入可能性についても検討を開始する。
- 100 ⑥ 政府において検討が進められている同時市場の導入に関してどのよう
101 な関与のあり方が可能かについての検討を開始する。
- 102 ⑦ 時間前市場に関して、国の審議会で議論されているインバランス制度
103 見直しに伴う必要な対応について実施する。
- 104 ⑧ 発電情報公開システム等に関して、市場参加者やシステム利用者にと
105 ったの利便性向上についての検討を開始する。

106 ⑨ 不公正取引を防止するため、その抑止力の更なる向上に向けた検討を
107 行う。

108 iii. 非化石価値取引に関する検討

109 (ア) 非化石価値取引については、2024年度より全量トラッキングをベースと
110 した現制度へ移行した。引き続き、現会員や新規の加入者に対して、制度
111 の理解促進に努めつつ、非化石価値の利用方法等の定着を図る。

112 iv. 市場監視の充実

113 (ア) 不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視
114 体制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査
115 の実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。

116 (イ) 市場監視ツールの最適化に最優先で取り組む。

117 (ウ) 人工知能等の最新技術を活用した市場監視機能について、開発を着実に
118 進めるとともに、2026年度においては、実運用において実効的に機能する
119 よう監視実務への導入に取り組む。また、外部専門家と連携し、統計的
120 手法による市場支配力の分析及び監視ツールの強化に取り組む。

121 (エ) 市場監視の透明性・信頼性の確保に向け、市場監視レポートの拡充につ
122 いて検討する。

123 (オ) 将来の市場監視業務を見据え、中長期的な観点で人材の育成および配置
124 について配慮する。

125
126 (2) 審査基準に照らした事業計画の審査結果

127 本事業計画には、当該年度の運営方針が記載されており、安定的な事業運営のために、
128 取引所の業務全体にわたって、中長期視点から取り組むべき課題を検討し、組織全体のガ
129 バナンス向上につなげていくことや、取引所の業務の高度化やサイバーセキュリティ対策
130 に関する対応、人材育成・確保の取組を実施することが明記されている。また、2026年度
131 には、新取引システムの稼働に伴い、その安定運用を確実なものとし、新システムへの切
132 り替えに際しては、取引所会員へ適切なサポートを提供していく旨が明記されている。

133 加えて、市場運営の信頼性確保に向けて、ルール理解促進や、より適切なルールの実
134 現、市場監視の充実の視点から、ルール理解促進に向け周知していくこと等が記載され
135 るとともに、不公正取引の監視の強化及び市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体
136 制の整備に国の監視当局とも連携しつつ恒常的に取り組む旨が明記されている。

137 また、取組の遂行に当たっては、引き続き、その検討状況等を関係機関と共有し、理解
138 促進を図りつつ取り組んでいく旨も明記されている。

139 上記より、認可申請があった本事業計画案は、事業計画に当該年度の運営方針が記載さ
140 れており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、
141 市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、審査基準
142 に照らして適正なものと考えられる。

143 ただし、令和7年12月26日開催の第16回制度設計・監視専門会合において、令和7年度
144 中に発生した誤入札事案の事例を提示するとともに、同日、入札参加者に対して注意喚起
145 を目的としたニュースリリースを行ったとおり、入札単位の取り違え等の人為的なミスに
146 起因する誤入札の防止は重要である。この点に鑑み、JEPXには、本事業計画における「昨

147 今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起など（略）基本的な啓発活動」の実
148 施に当たり、その具体的な取組の一つとして、入札参加者に対して、取引システム上で入
149 札情報を登録・確定する際にその内容に係る注意を促す等、取引システム上での対応可能
150 性についての検討を行うことを求めることとしてはどうか。

151 なお、137行目に記載の JEPX による取組状況の共有を受け、当委員会としては、認可後
152 の同卸取引所のフォローアップを行っていくこととしたい。

153

154 （参考）電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

155 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取
156 引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及
157 ぼすおそれがないと認められること。

158

159 2. 令和8年度収支予算の概要と審査結果

160 (1) 収支予算の概要

161 収入面では、電力取引における手数料収入増加等により、前年度予算と比較して約9.8
 162 億円増加している（令和7年度：28.6億円→令和8年度：38.4億円）

163 支出面では、取引システム関係費の増加等により、前年度予算と比較して約1.4億円増
 164 加している（令和7年度：18.2億円→令和8年度：19.5億円）

165

166

（令和8年度予算案）

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	3,394	人件費	260
入会金	2	運営費	367
年会費	170	取引システム関係	1,050
手数料（スポット）	1,540	研究開発	27
手数料（時間前）	1,450	広告宣伝	20
手数料（その他）	232	体制強化関連	220
非化石取引	443	会計監査	8
入会金	5		
年会費	360		
手数料	78		
計	3,837	計	1,952

167

168

169

（参考：令和7年度予算）

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	2,493	人件費	253
入会金	1	運営費	166
年会費	150	取引システム関係	900
手数料（スポット）	1,100	研究開発	150
手数料（時間前）	1,100	広告宣伝	20
手数料（その他）	142	体制強化関連	320
非化石取引	363	会計監査	8
入会金	3		
年会費	300		
手数料	60		
計	2,856	計	1,817

170 (2) 審査基準に照らした収支予算の審査結果

171 ①審査基準各項目の確認結果

172 【収支予算の整理方針に係る確認】

173 (審査基準イについて)

174 収支予算書(資料4-1-4)において、収入と支出の部に整理されており、勘定
175 の整理が適切であることを確認した。

176 (審査基準ロについて)

177 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(市場間値差)につい
178 て、貸借対照表(資料4-1-5及び資料4-1-6)において、市場間値差積立金
179 及び未払金として他の収益から実質的に区分されていることを確認した。

180 (審査基準ハについて)

181 事業計画書(資料4-1-3)及び収支予算書(資料4-1-4)に基づき、従前
182 から市場開設業務以外の業務に該当する業務は行われておらず、本年度も新たに実施
183 する予定がないことを確認した。

184

185 【市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことに係る確認】

186 収支予算書(資料4-1-4)において、収入について過去の実績を踏まえつつ適
187 切に見積もられていること、及び支出についてシステムの維持・管理・更新に必要な
188 費用や運営に必要な体制を確保するために必要な人件費等が事業計画と整合的に見積
189 もらわれていることをそれぞれ確認するとともに、全体の収支として利益剰余金約18.9
190 億円を確保できる見通しであることを確認した。

191

192 ②収支予算の審査結果

193 審査基準各項目の確認結果のとおり、本収支予算は、審査基準で定められた方針に基
194 づき整理がなされており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の
195 形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められる
196 ことから、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

197

198 (参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

199 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力
200 取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を
201 及ぼすことおそれがないと認められること。

202 イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

203 ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益
204 から実質的に区別されていること。

205 ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の
206 業務に係る収支を区分して整理していること。

207

208 3. 認可申請に係る意見

209 上記1.及び2.の審査結果を踏まえ、資料4-1-8のとおり、当委員会として経済産業
210 大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

211

212 〔参考〕 関連条文

213 ○電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）（抜粋）

214 （事業計画等）

215 第九十九条の七 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた
216 日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計
217 画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ
218 うとするときも、同様とする。

219 2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決
220 算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

221

222 （委員会の意見の聴取）

223 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴
224 かななければならない。

225 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十
226 二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二
227 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項
228 ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する
229 場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第
230 二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八
231 条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可
232 をしようとするとき。

233

234 ○電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）（抜粋）

235 （事業計画等の認可の申請）

236 第百三十二条の九 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項前段の規定により事業計画及
237 び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第八十三の八の卸電力取引所事業計画及
238 び収支予算認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに
239 （法第九十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指
240 定を受けた後遅滞なく）、これを提出しなければならない。

241 一 事業計画書

242 二 収支予算書

243 三 前事業年度末の予定貸借対照表

244 四 当該事業年度末の予定貸借対照表

245 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

246 2 卸電力取引所は、法第九十九条の七第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変
247 更の認可を受けようとするときは、様式第八十三の九の卸電力取引所事業計画（収支予算）
248 変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この
249 場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、

250 当該変更後の書類を添付しなければならない。

251

252 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）
253 （抜粋）

254 第1 審査基準

255 （70）第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可
256 第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可
257 に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収
258 支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適
259 合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

260 ① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力
261 取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支
262 障を及ぼすおそれがないと認められること。

263 ② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電
264 力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に
265 支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

266 イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

267 ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収
268 益から実質的に区別されていること。

269 ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外
270 の業務に係る収支を区分して整理していること。

271

272

以上

経済産業省

20260220資第15号
令和8年3月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について、貴委員会の意見を求めます。

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

令和8年2月20日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

申請者の住所 東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称 一般社団法人日本銀 [REDACTED] 所
代表者の氏名 理事長 金本 良嗣 [REDACTED]

電気事業法第99条の7第1項前段の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

日本卸電力取引所 事業計画書（2026年度）

本取引所は、2005年4月より取引を開始し、その後、2016年4月には電気事業法上の卸電力取引所の指定を得て、昨年度に20周年を迎えた。設立当初の取引量はごくわずかで、2016年時点でも取引量は電力需要の約2%程度であったが、その後、大きく増加し、最近では30%を超える水準となり、電力システムを支える基幹インフラの一つとなった。

開所来大きな不具合なく、且つ、少ない人員で効率的に電力取引所の運営を行ってきており、取引量の大幅な増加にも問題なく対応できている。しかしながら、電力取引の経済・社会における重要性が一層高まる中で、再生可能エネルギーの大量導入などの近年の大きな環境変化やデジタル技術による電力システムの高度化に、基幹インフラとして対応するためには、安定的な事業運営のための基盤整備が必要である。こういった問題意識から、組織体制・ガバナンスの強化やシステム基盤の再構築に向けた活動に取り組んでいる。

システム基盤の再構築については、2025年度に電力取引システムの更改が完了し、2026年度初頭より順次稼働予定である。組織体制の強化については、少人数での効率的な運営と安定的なパフォーマンスを両立させてきたこれまでの長所を維持しながら、基幹インフラへの増大する社会的要請に応えていくために市場運営や組織運営の諸課題に取り組んでいるところである。

2026年度には、再構築しているシステム基盤の稼働とその安定運用を確実なものとし、さらに、新システムへの切り替えに際しシステム利用者へ適切なサポートを提供していく。また、組織体制の強化については、意思決定者である理事会と業務執行者である事務局の間での十分な情報共有とコミュニケーションのもとで、課題認識を共有しながら具体的な取り組みを進めていく。

なお、これらの取り組みの遂行にあたっては、検討状況等を含め、ステークホルダー及び関係機関と十分な情報共有を行い、関係者の理解を得ながら進めていく。

1. 基幹インフラとしての事業基盤の整備

基幹インフラとしての使命を将来にわたって安定的に果たしていくためには、組織運営体制とガバナンスの強化が必要である。また、本取引所業務のほとんどはコンピュータシステムによって実現していることから、コンピュータシステムの構築、運用を強固なものにしていく必要がある。

1-1. 組織運営体制・ガバナンスの強化

2025年度の事業計画においては、組織内の十分なコミュニケーションや意識統一が必須事項であるとの認識に基づき、目的意識の共有や組織内コミュニケーションの改善を図り、定期的な進捗レビューを行う中で、組織全体のガバナンス体制の見直しにつなげていくとしており、システム開発、市場設計・運営、財務リスク評価、業務の文書化、人材育成等を主要な取組課題とした。2025年度の具体的な成果としては、監視業務の独立性確保のために組織構成を見直し、関連規程の整備を行ったこと、開催頻度が低下していた運営委員会の再活性化を図ったことなどがあげられるが、残された課題は多い。

2026年度においては、理事会と事務局の間での情報と課題認識の共有についてさらなる改善を図りながら、取引所業務全体にわたって、中長期視点から取り組むべき課題を検討し、取り組みが可能な施策から順次具体化していく。また、関係者との十分な情報共有とコミュニケーション

も必要であるので、検討過程において、現状における課題、見直しの目的、代替案の効果分析等について関係者と共有することで、合意形成を促し、ひいては組織全体のガバナンスの向上につなげていく。

さらに、取引所業務の高度化・専門化への対応、サイバーセキュリティに関する対応等が必要であることに加え、後継者育成や病気、事故等のリスク対応のためのリダンダンシー確保が求められていることから、人材育成・確保のための取り組みに改めて力を入れる。

1-2. システムの整備と安定運用

本取引所の取引システムは取引開始来約20年間に亘り、外部システム事業者が開発から運用・保守までを委託してきた。本取引所の中核はこの取引システムであり、これを内製化し、他方に頼らず、自力で強固に運用していくことが必要であるとの認識のもとで、2022年度より内製化によるシステム基盤の再構築に取り組んできた。この取り組みの結果、2025年度には取引システムおよび時間前システムの全APIの公開ならびに会員システム向けの検証環境の提供を行った。

2026年度には、4月1日受渡分より新規システムによるスポット（翌日）取引が開始となり、半年後の10月1日受渡分から時間前取引も新規システムによって取引される予定である。なお、スポット市場は当面の間は現行システムも並行稼働するため、五月雨的に続く取引会員の新旧システム切替を適切にサポートし、会員の安定的取引を支援する。

また、システム構築・運営に関しては、取引システムの信頼性を維持・向上させるために、管理体制の一層の強靱化を図る。さらに、完成したシステムに関するドキュメントを整備して、運用・保守及び更新が適切かつ効率的になされるようにする。さらに、取引所の社会インフラとしての重要性に鑑みて、昨今のサイバーリスクの急激な高まりに対応するためにサイバーセキュリティ対策を強化する。

2. 市場運営の信頼性確保と新しい課題への対応

市場運営の信頼性確保のためには、市場参加者が取引ルールをきちんと理解していることが前提である。また、市場取引が社会的な便益を生むためには、取引ルールが適切に設計され、取引の場がそのルールに則り、公正に運営されていなければならない。市場運営の信頼性確保のために、市場ルールの理解促進に努めるとともに、より適切なルールの実現に向けての検討を行う。

また、電力システムを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、技術進歩も著しい。市場システムについても約定エンジンは絶えず高度化しており、計算能力は大きく進歩している。これらがもたらす新しい課題に対応するための検討を行う。

2-1. ルールの理解促進に向けての検討

本邦の電力関係の市場は、本取引所が運営している電力量（kWh）の市場の他、将来の供給力（kW）を取引する容量市場や需給バランスを調整するための需給調整市場、さらに金融取引の電力先物市場が存在し、それぞれの取引ルールのもとで異なる運営者が市場運営を行っている状況である。

また本取引所内においても、さまざまな市場（スポット市場、時間前市場、先渡市場、間接送

電権市場、ベースロード市場、非化石価値取引市場）が運用されており、電力の取引を行うものは、これらの市場やルールを理解し取引する必要があるが、ともすれば理解が足りていない状況で取引される場合もある。このため、昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起なども含め、ルール解説資料や説明会の実施など、基本的な啓発活動について、外部の機関の助力を得ながら関係者の理解促進に努めていく。

2-2. 電力取引市場の改良のための検討

2025年度に引き続き、以下の事項について検討する。

- 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギーの取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会員の費用負担のあり方について、早期の導入を目指した検討を実施する。
- 先渡取引については、その代替手段として2024年度から開始したJJ-Linkの普及促進に努め、廃止の方向に向けた検討を引き続き行っていく。
- 間接送電権取引については、2024年度より国と共催した検討会の検討内容を受け、本取引所として必要な対応をとる。
- ベースロード市場については、制度の今後の方向性の検討に資するよう、取引状況の分析や開示を行いつつ、資源エネルギー庁と連携して今後の方向性について協議を行う。
- 2025年度に実施した海外の電力取引市場等の調査結果を踏まえ、スポット市場におけるより使いやすいルールや商品の導入について広く関係者の意見を聞きながら検討する。また、時間前オークション市場の導入可能性についても検討を開始する。
- 政府において検討が進められている同時市場の導入に関してどのような関与のあり方が可能かについての検討を開始する。
- 時間前市場に関して、国の審議会で議論されているインバランス制度見直しに伴う必要な対応について実施する。
- 発電情報公開システム等に関して、市場参加者やシステム利用者にとっての利便性向上についての検討を開始する。
- 不公正取引を防止するため、その抑止力の更なる向上に向けた検討を行う。

2-3. 非化石価値取引に関する検討

非化石価値取引については、2024年度より全量トラッキングをベースとした現制度へ移行した。引き続き、現会員や新規の加入者に対して、制度の理解促進に努めつつ、非化石価値の利用方法等の定着を図る。

2-4. 市場監視の充実

不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査の実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。

2026年度は、新取引システム稼働に伴い、分析用データベースの必要に応じた適切な改修を実施するとともに、これを用いた既存のツールを含む市場監視ツールの最適化に最優先で取り組む。

加えて、市場監視の高度化を目的として、2025年度より開発に着手している人工知能等の最新技術を活用した市場監視機能について、開発を着実に進めるとともに、2026年度においては、実運用において実効的に機能するよう監視実務への導入に取り組む。また、外部専門家と連携し、統計的手法による市場支配力の分析及び監視ツールの強化に取り組む。

監視という性質上、監視手法や判断基準等、監視業務の具体的な運用を公開することは適当ではない。しかしながら、市場監視業務が適正に遂行されているかについて疑念を生じさせる状況は望ましくない。これまでも市場監視レポートの公開等を通じて一定の情報提供を行ってきたところであるが、今後も、監視の実効性を損なわない範囲において、情報発信を充実させることが重要である。

2026年度についても、市場監視の透明性・信頼性の確保に向け、市場監視レポートの拡充について検討する。

また、将来の市場監視業務を見据え、中長期的な観点で人材の育成および配置について配慮する。

収支予算書（2026 年度）

				単位：千円	
支出			収入		
科目	2026 予算		科目	2026 予算	
人件費			電力取引		
	役員	57,000		入会金	2,000
	職員	199,000		年会費	170,000
	委員報酬	4,000		手数料（スポット）	1,540,000
運営費				手数料（時間前）	1,450,000
	事務局運営関連	35,000		手数料（他）	232,000
	運営サポート委託	309,000	非化石取引		
	決済手数料	23,000		入会金	5,000
取引システム関係				年会費	360,000
	既存システム関連 （更改後システム運用含）	1,000,000		手数料	78,000
	システム更改関連	50,000			
研究開発		27,000			
広告宣伝		20,000			
体制強化関連		220,000			
会計監査		8,000			
		1,952,000			3,837,000

予算説明

1. 収支バランスについて

2026年度は、収入 3,837 百万円に対し支出 1,952 百万円で、事業利益は 1,885 百万円となる。

2. 収入について

(電力取引会員の入会金・年会費)

- 電気の取引会員については、新規加入は前年度実績よりも減少するものの、全体としては 2025 年度実績から大きな変化がない予算とした。

(電力取引の手数料)

- 手数料形態は 2025 年度と同様とした。
- スポット取引手数料収入については、定額制手数料と従量制手数料が混在するため、過去 3 年の手数料収入推移を踏まえ、昨年度実績の 6%増と予測し 1,540 百万円を計上した。
- 時間前取引および間接送電権取引の手数料収入については、過去 3 年の約定量推移を踏まえ、2026 年度の想定約定量を、時間前は昨年度比 6%増と予測し、手数料として 1,450 百万円、間接送電権は 21%増と予測し、手数料として 230 百万円を計上した。
- ベースロード取引および先渡取引については昨年度手数料実績相当の 2 百万円を計上した。

(非化石価値取引会員の入会金・年会費および手数料)

- 非化石の取引会員については、新規加入は前年度よりは減少するものの、全体としては 2025 年度実績から大きな変化がない予算とした。具体的には会員数は 600 社程度（現状 618 社）、取引量は、FIT 分は 2025 年度実績並みの 700 億 kWh と予測、手数料収入としては 70 百万円、非 FIT 分については、場外取引とのバランスで低下傾向であることから 40 億 kWh と予測し、8 百万円を計上した。

3. 支出について

(人件費)

- 役員人件費については 2025 年度実績を基礎に役員数を踏まえた額を計上した。
- 職員人件費については 2025 年度実績を基礎に、昨今の地合に対応できるように、その 10%を用意するとともに、新規雇用予算として 20 百万円を計上した。

- 委員報酬については、市場取引監視委員会および運営委員会の委員数に報酬額を乗じた額を計上した。

(運営費)

- 事務局運営関連としては、事務所賃借や通信交通、消耗品等の基本的な事務局運営にかかる費用について、前年度実績を基礎にしつつ社会情勢等を踏まえ、10%程度の余裕を持った額を計上した。
- 運営サポート委託としては、一般事務委託費用（税務、法務、社会保険事務等）および専門事務委託費用（コールセンター委託および非化石価値取引における優先割当事務委託）については前年度実績相当額を計上し、それに加えて、取引関係業務において新たに外部委託することを想定した費用を予算化した。
- 決済手数料としては、本取引所の銀行の振込手数料について、前年度実績相当額を計上した。

(取引システム関係)

- 既存システム関連としては、現行システムの保守運用契約および新システムにおける約定計算ソフト利用料、データセンター利用料、通信回線利用料、公開サーバ利用料）に減価償却費（現行システムおよび新システム稼働分）を計上した。
- システム更改関連としては、現行システムから新システムの切替に備え、予備的な費用を予算化した。

(研究開発)

- 研究開発としては、新聞図書および情報を得る会員組織への会費として2百万円、海外調査にかかる費用として15百万円を計上し、さらに予備的な調査業務委託費として10百万円を予算化した。

(広告宣伝)

- 取引セミナー等本取引所活動の周知活動に係る外部サポート委託費を計上した。

(体制強化関連)

- 本取引所の組織・体制の強靱化等の事業活動に対する委託費用を予算化した。

(会計監査)

- 2026年3月期の契約金額を計上した。

当年度予想BS（2026年3月31日時点 2025年度実績見通しにより作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	163,783,484	【流動負債】	50,170,000
現金及び預金	159,418,511	未払金	50,000,000
現金及び預金	159,418,511	前受金	170,000
市場間値差収益口	0		
営業未収入金	1,500,000	【固定負債】	95,467,108
前払費用	700	信認金	359,000
【固定資産】	2,864,273	預託金	95,000,000
【有形固定資産】	83,151	退職給付引当金	99,670
建物附属設備	2,020	役員退職慰労引当金	8,438
工具器具備品	81,131	負債合計	145,637,108
【無形固定資産】	615,498	(純資産の部)	
ソフトウェア	615,498	【基金】	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
【投資その他の資産】	2,165,624	【利益剰余金】	20,004,650
差入保証金	17,897	その他利益剰余金	20,004,650
繰延税金資産	2,147,727	損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	20,000,000
		市場間値差積立金	0
		純資産合計	21,010,650
資産合計	166,647,758	負債・純資産合計	166,647,758

次年度予想BS（2027年3月31日時点 2026年度収支予算により作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	165,050,160	【流動負債】	50,150,000
現金及び預金	160,954,662	未払金	50,000,000
現金及び預金	160,954,662	前受金	150,000
市場間値差収益口	0		
営業未収入金	1,500,000	【固定負債】	95,484,308
前払費用	700	信認金	359,000
【固定資産】	2,594,798	預託金	95,000,000
【有形固定資産】	35,000	退職給付引当金	111,870
建物附属設備	1,810	役員退職慰労引当金	13,438
工具器具備品	33,190	負債合計	145,634,308
【無形固定資産】	394,173	(純資産の部)	
ソフトウェア	394,173	【基金】	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
【投資その他の資産】	2,165,624	【利益剰余金】	21,004,650
差入保証金	17,897	その他利益剰余金	21,004,650
繰延税金資産	2,147,727	損失てん補準備金	4,650
		繰越利益剰余金	21,000,000
		市場間値差積立金	0
		純資産合計	22,010,650
資産合計	167,644,958	負債・純資産合計	167,644,958

単位：千円

支出				収入			
科目	2025 予算	2025 実績見通し	2026 予算	科目	2025 予算	2025 実績見通し	2026 予算
人件費				電力取引			
役員	63,000	42,257	57,000	入会金	1,000	4,200	2,000
職員	186,000	165,517	199,000	年会費	150,000	175,410	170,000
委員報酬	4,000	3,273	4,000	手数料（スポット）	1,100,000	1,455,971	1,540,000
運営費				手数料（時間前）	1,100,000	1,368,581	1,450,000
事務局運営関連	34,000	29,179	35,000	手数料（他）	142,000	193,497	232,000
運営サポート委託	109,000	88,900	309,000	非化石取引			
決済手数料	23,000	22,267	23,000	入会金	3,000	10,400	5,000
取引システム関係				年会費	300,000	369,100	360,000
既存システム関連 （更改後システム運用含）	700,000	909,272	1,000,000	手数料	60,000	80,766	78,000
システム更改関連	200,000	11,340	50,000				
研究開発	150,000	67,817	27,000				
広告宣伝	20,000	7,199	20,000				
体制強化関連	320,000	49,000	220,000				
会計監査	8,000	7,659	8,000				
	1,817,000	1,403,681	1,952,000		2,856,000	3,657,925	3,837,000

(案)

経 済 産 業 省

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について（回答）

令和8年3月19日付け20260220資第15号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可については、認可することに異存はありません。

ただし、卸電力取引所に対しては、事業計画における「昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起など（略）基本的な啓発活動」の実施に当たっては、その具体的な取組の一つとして、入札参加者に対して、取引システム上で入札情報を登録・確定する際にその内容に係る注意を促す等、取引システム上での対応可能性についての検討を行うよう求めます。